

食鳥肉販売業の振興指針改正案に対するご意見等について

委員名等	該当頁等	ご意見	ご意見に対する事務局案
井原委員	3頁 第2-I-2(1) ※1	今の経営にとっては、市場にどう適応させていくかが最も重要であるため、これが表面に出るようにした方がいいと思う(昔は経営管理の合理化、効率化が重要だったが)。具体的には、「経営管理の合理化及び効率化が遅れ、(消費者ニーズとの間にずれが生じ)と入れた方が、また、その下のところで、「事業者は自店の経営能力と市場の状況を適切に把握し、それに適合した経営を実現するとともに」として、その前の経営環境とは主に市場環境のことだと思われるので、それを削除することができる。その下のパラグラフでは、「どのような顧客層を対象に、どのような商品をどのようにして提供するか」とした方がまた、こここのところの文章にはかなり重複があるので整理する必要があるのではないかと思う。	ご意見を踏まえて修正する。
吉森委員	2頁 第1-I ※2	「鳥インフルエンザの国内での発生」と「食鳥肉の安全性や信頼性」には直接の因果関係はない。不安や混乱は誤解であることを表現して正しい理解につながるようにしないと、自ら誤解を広めることになるのではないかと思われるので、「鳥インフルエンザの国内での発生等食鳥肉の安全性や信頼性に対する国民の関心」については、表現の見直しを望む。	近年、鳥インフルエンザが国内で発生したこと、また、最近では、食品表示偽装の問題も頻発していることから、食鳥肉の安全性や信頼性に対する「国民の関心」が高まっていることは事実であり、誤解を招く表現とは考えられないので、原案どおりとする。
	2頁 第2-I-1(1) ※3	「衛生面について」に関係するが、食鳥肉に関する衛生規範のようなモデルプランはあるのか。鳥はサルモネラ菌に対して特に不安が残るので、衛生管理のポイントを分かりやすく、重点的に押さえた現場のノウハウとして使えるものがあればと思う。	本年度、全国指導センターにおいて、営業者向けの「食品の安全・安心に係わるマネージメントガイドブック」を作成しており、年度内には出来上がる見込み。この中で衛生管理のポイントやサルモネラへの対応についても盛り込まれる予定。
山根委員	1頁 ※4	内容に関するコメントではないが、指針の組立が複雑なため、最初に目次のような全体の構成が分かるものが記載されていた方がよい。大きい柱が第Iから第IIIまであり、その内容が何項目に分かれていて、どのように整理されているのか、一目で分かるものがよい。	ご意見を踏まえて、表題の下に目次を追加する。

委員名等	該当頁等	ご意見	ご意見に対する事務局案
全食鳥連	1頁 ※5	「このため」の後に「食鳥肉販売業」を挿入	他業種との並びで、組合には業種名を入れず、全国連合会へは「食鳥肉販売業」を加える。
	2頁 第1-I ※6	現行の指針には、「(ホ)後継者の確保、経営の近代化」が7行にわたって記載されているが、今回の案では、「食鳥肉販売業を取り巻く環境」にわずかに一行程度記載があるのみである。後継者問題は現経営者の大きな悩みなので、事業を承継する者にとって魅力ある環境づくりが必要	平成14年に取りまとめられた「生活衛生関係営業振興指針の見直しについての考え方」に基づき、また、昨年度の飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針の改正にもあわせて見直したものであり、原案どおりとする。
	2頁 第1-II ※7	かなり詳細に記載されているが、それならばワクチンや抗生物質(安全性)等も挿入してはどうか。	ワクチンや抗生物質にまで、消費者の依然として高い関心があるとは考えにくく、最後に「等」とあるので、原案どおりとする。
	3頁 第2-I-2(1) ※8	「経営者の中には、明確な経営方針を持たずに・・・おり、」の文章については、自営業者はそれぞれ独自の経営哲学を持っており、明確な経営方針など固定的なものはないと思われるので、削除した方が良いと思う。	平成14年に取りまとめられた「生活衛生関係営業振興指針の見直しについての考え方」に基づき、また、昨年度の飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針の改正にもあわせて見直したものであり、原案どおりとする。
	3頁 第2-I-2(2) ※9	食材の原産地表示等の記載がされているが、アレルギー・添加物等の文言も入れてはどうか。	(5)表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項 において「食品アレルギー患者を中心とした消費者の健康被害防止を目的とした表示を行うことが必要である」と記載しているため、原案どおりとする。
	3頁 第2-I-2(2) ※10	インターネット等による注文は、現状の小規模の家族経営店では無理。注文・宅配サービスは商店街振興組合等が協同で取り組むべきではないか。	平成14年に取りまとめられた「生活衛生関係営業振興指針の見直しについての考え方」に基づき、また、昨年度の飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針の改正にもあわせて見直したものであり、原案どおりとする。
	4頁 第2-I-2(4) ※11	最近クレジットカードの偽造・捏造が多くなっているため高齢者には薦められない。世の中の流れであっても多面的に考慮したほうがよい。	平成14年に取りまとめられた「生活衛生関係営業振興指針の見直しについての考え方」に基づき、また、昨年度の飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針の改正にもあわせて見直したものであり、原案どおりとする。
	7頁 IV ※12	小売店は市場・商店街等での営業が多くそれらとの総合的な振興策についても言及が必要ではないか。	原案の文章に、そのような趣旨が盛り込まれているため、原案どおりとする。
	—	原点に戻って、机上のプランではなく、現状に合った振興指針が必要だと思う。	平成14年に取りまとめられた「生活衛生関係営業振興指針の見直しについての考え方」に基づき、また、昨年度の飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針の改正にもあわせて見直したものであり、原案どおりとする。

(注)その他、食鳥肉販売業にはなじまない禁煙対策に関する記載の削除、誤脱字の修正等を行っている。